

太平洋広域漁業調整委員会  
第4回太平洋南部会議事録

平成14年9月17日  
水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成14年9月17日(火) 13:30~

2 開催場所

霞が関東京會館ゴールドスタールーム

3 出席者

(委員)

外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、長島孝好、山本正喜、砂山繁、伊妻壯悦、宮本利之、澁川弘、山下東子

(独立行政法人水産総合研究センター)

靄田義成 中央水産研究所海区水産業研究部長

石田行正 中央水産研究所黒潮研究部長

(水産庁)

中尾昭弘 資源管理部管理課長

佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長

齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐

寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長

平松大介 資源管理部管理課資源管理推進室管理型漁業推進班指導係長

阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐

笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長

望月多喜司 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長

今村順 北海道漁業調整事務所漁業監督課長

在本英教 仙台漁業調整事務所資源管理係長

石部善也 九州漁業調整事務所長

#### 4 議 題

- ( 1 ) 水産資源の状況について
- ( 2 ) 第 2 期資源回復計画対象魚種候補・優先順位について
- ( 3 ) 伊勢湾・三河湾のトラフグに対する T A E の設定方向について
- ( 4 ) その他

#### 5 議事内容

### 開 会

#### ○齋藤管理課課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第 4 回太平洋南部会を開催させていただきます。

本日、委員数 22 名のところ、過半数を超えます 20 名の委員の御出席を賜っておりますので、部会事務規程第 5 条に基づき、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、澁川部会長、議事進行をお願いします。

#### ○澁川部会長

本日は、お忙しいところ、委員の皆様を初め、来賓の方々におかれましては御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、太平洋南部会におきましては、本年の 7 月 31 日に開催されました第 3 回太平洋南部会において、太平洋南部海域における「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」、それから「さわら瀬戸内海系群資源回復計画に関して、瀬戸内海と隣接する太平洋海域の取り扱いについて」などの審議を行い、伊勢湾・三河湾の資源回復計画については、回復目標の指標を漁獲率から漁獲量に変更するなどの一部変更を行った形で承認したところでございます。

本資源回復計画については、先月に公表されております。また、瀬戸内海隣接海域の取り扱いについては、資源回復計画の実効性を担保する規制措置について、関係する海域が紀伊水道域、豊後水道域に限定されるということから、関係海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会と連携して、瀬戸内海に準じた措置を行う体制を構築することとしております。

本日の部会におきましては、まずは、本部会の管轄水域の資源状況について水産研究所から御説明を頂戴し、その後、第2期資源回復計画の対象魚種・優先順位について御審議をいただきたいと思います。

また、先月に公表された伊勢湾・三河湾の資源回復計画については、今後、T A E制度に乗せた運営が行われることとなりますが、T A Eをどのように設定していくかについて事務局より説明をいただくということを考えております。

それでは、議事に入る前に、本日、水産庁から中尾管理課長さんにお越しをいただいておりますので、ごあいさつを頂戴したいと思います。

○中尾管理課長

一言、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、午前中の委員会に引き続き、太平洋南部会に御出席をいただきましてありがとうございます。

本部会では、第1期計画といたしまして、「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」について検討をいただきまして、7月31日に開催しました本部会におきまして原案の了承をいただき、8月13日に公表させていただいたところでございます。

資源回復計画が、1回目の部会で初めて審議されてから1年に満たない期間で作成されましたのは、関係漁業者の皆様の資源管理意識の高さによるものであると高く評価をしております。

今回の部会におきましては、太平洋南部海域に関係する主要水産資源の状況の報告、また次の資源回復対象種の話などを行うこととしております。次期対象種の話につきましては、大変重要な問題であると考えておりますので、限られた時間ではございますが、委員の皆様にご忌憚のない御議論をいただきたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、あいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○濫川部会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き委員会の議事に入りたいと思いますが、まずは、お配りしてございます資料の確認から入りたいと思います。事務局、お願いします。

○齋藤管理課課長補佐

それでは、資料の確認をしたいと思います。

まず議事次第、次に配席図、そして出席者名簿、委員名簿。それから、資料1といたしまして資源状況の表、そして、資料2といたしましては「資源回復計画候補魚種・優先順について」の表、最後に、資料3といたしまして「トラフグのT A Eの設定について」の1枚紙となっております。

何か、配り忘れ等がありましたら事務局の方にお申しつけください。

ありがとうございました。

### 議事録署名人の指名

○澁川部会長

それでは、続きまして、後日まとめられます本部会の議事録署名人の選出をいたしたいと存じます。

これについては、部会事務規程第11条にありますように、会長から2人以上を指名することとなっております。私の方で指名させていただきます。

これまで、名簿の順に従って指名をさせていただいておりますので、今回の部会議事録の議事録署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から橋ヶ谷委員、大臣選任の漁業者代表委員の方から砂山委員のお二方をお願いを申し上げます。よろしく願い申し上げます。

### 議題1 水産資源の状況について

○澁川部会長

それでは、議事に入ります。議題の1番は、「水産資源の状況について」でございます。

初めに、太平洋南部海域における資源の動向について、独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に説明をお願いしたいと思います。

それでは、先に石田部長さんの方からお願いします。

○石田黒潮研究部長

資料1の表をごらんになってください。この表は、一番左側に魚種名が書かれてありまして、上からT A C対象種、T A E対象種という順番になっております。それで、系群がありまして、2002年の資源状態、水準、これは高かったか、中くらいか、低かったか、そ

して、これが今後、横ばいなのか、あるいは減少するのか、それとも増加するのか、そういうことが記載されております。

この中をすべて説明しますと時間をとりますので、私の方からはT A C対象種、特に南部会で関係のありますマアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバの4種について簡単に説明させていただきます。

まずマアジですけれども、マアジの漁獲量は1980年に1万1000トンと非常に少なかったのですが、その後、増加いたしまして、2000年の漁獲量は5万6000トン、そして、2001年の漁獲量は6万8000トンでした。資源量も、当然増加しておりまして、10万トンから16万トンの間で推移しております。こういうことから資源量は、ここの表に示していますように、高い水準で横ばい状態にあると判断しております。

ただし、漁獲されるマアジは、100グラム以下の0歳魚や1歳魚が大半であることから、もう少し漁獲を制限して、成長させてから漁獲することが必要だということで、A B Cリミットと書いてありますが、A B Cの上限値としては4万9000トン、それから、不確実性を考慮して少し低目に、8割方の値として、A B Cの目標値として4万2000トンを提案しております。

次にマイワシですけれども、マイワシの漁獲量は、御存じのように、1980年代には250万トンを超える極めて高い水準でしたが、90年代に入り急激に減少しました。それで100万トンを下回り、2000年の漁獲量は13万8000トン、2001年の漁獲量は17万7000トンでした。資源量も減少しておりまして、80年代には1400万トンから1900万トンと非常に高い水準だったのですが、近年は100万トンを下回っておりまして、2001年の資源量は38万トン、2002年の資源量は27万トンと、30万トンを切ると推定しております。

このことから、この表に示しましたように、マイワシは、資源水準としては低い水準で、減少傾向にあると判断しています。

それで、漁獲されるマイワシは、マアジと同様に0歳魚と1歳魚が大半です。これも、完全に産卵親魚になる2歳魚まで生き残る個体も大半漁獲されてしまいますので、産卵量も当然減少しています。

このように、非常に低い水準にある資源を急速に回復させることはかなり難しいのですが、これ以上、資源が減少することを少しでも抑えるために、漁獲を制限して2歳以上の親魚を確保する、ということが重要であると考えております。

そこで、A B Cの上限値としては、この表で示してありますように5万7000トン、そ

れから、目標値としては4万8000トンを提案しております。

次にマサバですけれども、マサバについては、1枚めくっていただきますと、マサバの太平洋系についてのダイジェスト版というものが添付されております。これは今、ホームページで、ほかの魚種についてもこういう形で公表されておりますので、また機会のあるときにごらんになっていただきたいのですけれども、これに従ってざっと説明させていただきます。

まず、ページを2枚めくっていただいて、一番下に3と書かれているページに図があるかと思えます。棒グラフの出ている図をごらんになってください。これの上のところに、マサバの漁獲量の推移を示しております。ごらんになっておわかりのように、1978年に147万トンとピークを示したんですけれども、その後、徐々に減少しました。そして、この図で90年 92年になるんですけれども、90年代の初めには2万トンを切る非常に低い水準になってしまいました。その後、92年と96年に、先ほど、午前中にも話題になりましたが、卓越した年級群が発生して、それに基づく漁獲が、93年あるいは97年に30万トンを超える漁獲はあったんですけれども、それも、0歳魚、1歳魚を多く漁獲したため、そのまま回復するには至らず、2000年の漁獲量は9万3000トン、それから、2001年の漁獲量は5万5000トンに減少しております。

これが漁獲量ですが、その下の図、黒丸で実線の方ですけれども、漁獲量と年齢組成等を用いて推定しました資源量の推移を示しております。当然、資源量も、この図から明らかのように、70年代は400万トンを超えるような非常に高い水準だったんですけれども、80年代に入りますと200万トン以下に減少しまして、さらに80年代の後半になりますと100万トンを下回っております。それで、2001年の資源量は、ほぼ17万トン、それから、2002年の資源量も18万5000トンというふうに、20万トン以下の低い水準であろうと推定しております。

こういう結果から、一番最初の総括の表で示しましたように、マサバ資源は低い水準で減少傾向にあると判断しております。

現在、マサバの親、産卵親魚の量というものは、過去最低の大体5万トン程度であろうと推定されております。それで、当面、この5万トン程度の親を10万トン程度に引き上げてあげよう。そういうことを目標にABCを推定いたしますと、一番最初の総括表ですけれども、マサバのABCの上限値としては4万1000トンで、目標値として3万6000トンという値を提案しております。

最後にゴマサバですけれども、ゴマサバの漁獲量は、2000年には10万7000トン、それから、2001年には11万4000トンとマサバよりも多くなっております。資源量も、2001年、2002年ともに30万トン前後となっております。ゴマサバの方は、資源水準は中位で横ばいというふうに判断しております。そして、ABCの上限値としては、この表に示しましたように9万2000トン、それから、目標値として7万8000トンを提案しております。

それで、南部会で関連しますTAC対象種についてまとめますと、マアジとゴマサバは高位または中位水準で横ばいの傾向にあります。資源状態は悪くないんですけれども、加入してきた資源を成長させてから漁獲したり、資源の水準を高位の方に持っていくということが必要だと考えております。

一方、マイワシとマサバは非常に低い水準で、さらに減少傾向にあります。そういうことから、資源状態はよいとは言えません。それで、漁獲を制限しまして親魚量を確保する、または増加させることが必要だと考えております。

次に、沿岸魚種については靄田部長にお願いします。

○靄田海区水産業研究部長

また資料の一番目を見てください。TAEの対象種として、伊勢・三河湾のトラフグとシャコ、マアナゴの3つがあります。トラフグについては、現在の資源状態は中位・横ばいという形になっています。また、シャコについては低位・横ばい、マアナゴについては中位・減少しているということでございます。

5ページを開いてください。それについて詳しく説明いたします。

トラフグですけれども、トラフグは紀伊半島の東岸から駿河湾の沿岸に分布するものを対象にしております。この魚の産卵時期が4～5月で、三重県の安乗沖、あと渥美外海の出山周辺で卵を産んで、稚魚時代は伊勢湾の干潟で生活をします。そして、大体10月になりますと漁獲の対象になるということで、いわゆる産卵から漁獲の対象になるまで6カ月ということになります。

次のページを開いてください。漁業の特徴をちょっと言いますと、1歳魚を中心にはえ縄が獲っています。そして、0歳魚と1歳魚を小型底びき、産卵魚をまき網が漁獲しております。漁獲量は、大体4～6年の間隔で卓越年級群が出るということで、それによって大きく変動いたします。先ほど言いましたように、発生して6カ月後の10月に漁獲されるということで、これを高い漁獲強度で漁獲するために、十分に成長しない状態で獲られ



る、いわゆる成長乱獲の状態にあります。

それを数値で見ますと、当歳魚の占める比率というのは小型底びきで 86%を占めています。また、それを重量で見ても、86%も獲っているんですけども、20%に過ぎないという形になります。現在、毎年 30 万尾の人工放流がなされているということでございます。

あと、主な漁業は、1 歳魚をはえ縄が漁獲しているということでございます。

それで、漁獲の動向というところを見てもらいますと、先ほど言いましたように、4 年から 6 年間隔で卓越年級群が出ております。図の漁獲量を見てもらいますと、92 年に卓越年級群が出て、その 1 年後に漁獲量が 300 トンになっています。それで、99 年に次の卓越年級群が出て、翌年に 400 トンぐらい漁獲されるというような形で変動しているということでございます。

それで、2000 年の漁獲量というのは、350 トンで豊漁というふうになっております。

次の 7 ページを見てください。資源量、黒丸ですけども、いわゆるコホート解析で計算しますと資源量が出てまいりますが、その資源量に対して漁獲している割合を白丸で書いてあります。こういうふうに、極めて高い割合で、若い魚を漁獲しているということがわかります。

それで、現在の資源の状態ですけども、1992 年に平年の 3 倍から 8 倍の規模で卓越年級群が出ましたが、高い漁獲圧のために、その年級群は、2001 年にほぼ消滅したと考えられております。それで、現在の状況を見ますと、中位・横ばい傾向であるということでございます。

管理の方策でございますけれども、現在、漁獲強度が強くて成長乱獲の状態にあるということで、若いものを獲らないような形にしていくということが重要かと思えます。

それともう一つ、卓越年級群が 4 年から 6 年の間隔で出ておりますので、それを管理するような方策で漁獲死亡係数を決めていくということでやりましたところ、ABC のリミット、いわゆる漁獲量の上限が 110 トン、そして目標が、不確実性を 0.62 としまして 77 トンということになります。そうしますと、漁獲量の割合が、先ほど上の方に書いたものに比べると大分低くなっておりますけれども、大体 31%ぐらいに低下することができるということでございます。

次に、マアナゴとシャコについてですが、この 2 種類については、ほとんど資料がございません。そのために、資源の評価等については、また管理方策等については提言するこ

とができませんけれども、マアナゴについては産卵場が、東シナ海などにあって、そういうところから接岸してきたものが加入するということで、その加入量によって左右されるということになります。ですから、これらを管理する場合に、余り小さなものをとらない。2歳ぐらゐまで伊勢湾で生活しますので、そこでの漁獲をきちっとするということがございます。

10 ページをちょっと見てください。漁獲の動向を見ますと、こういうふうに変動しております。愛知県の「あなご類」漁獲量を見てもらいますと、大体、75 年の 1400 トンから、現在、大体 700 トンぐらいになっておりまして、中位・横ばい状態であるということがございます。

次にシャコでございますけれども、シャコについても、ほとんど資源評価をする資料がございませんで、漁獲量のみということになります。

漁獲の動向の 13 ページを見てもらいますと、愛知県の漁獲量を見ますと、1970 年以降の漁獲量は 800～2000 トンの範囲で変動し、3～5 年周期で増減を繰り返しております。それで、1990 年から 2000 年には 1000 トンを割り込んでおりまして、過去 20 年間で低い水準となっております。三重県についても同じように、漁獲量は少ないんですけども、低い水準で推移しているということで、今は中位・横ばいの状況というふうに考えます。

あと、先ほど言いましたように、漁獲量だけしか資料がありませんので、管理の方策等については提言することができない状態でございます。

以上です。

○澁川部会長

ありがとうございました。

ただいま、石田部長さん、霧田部長さん、御両名からお話を頂戴したわけでございますが、今の御説明で、何か御質問がございますでしょうか。

石田部長さんの方が沖合資源、大きく言えば回遊する資源、マサバ、ゴマサバ等のお話を頂戴したということでありまして、霧田部長さんの方からは、いわば特地性の資源の動向を、お話をいただいたというふうになるうかと思っております。

どうぞ、長島さん。

○長島委員

マサバの資源評価のことですけれども、前回、マサバが産卵親魚、これが卵を産んで 0 歳魚になるまでの間に自然の要因で死滅すると、そういう死滅率があるということですが、

はっきりした原因がわからないという回答だったと思います。

ただ、言えることは、要するに、黒潮の形成によって、その辺が左右されるということでありまして、黒潮の形成というのは冷水塊が発生した場合に沖合に通り、その場合にプランクトンが減少して稚魚が沖合に通るといふ、そういった環境が非常にいいとか悪いとかいふことで加入量が決まってくるということだと思っておりますけれども、どうも今年の場合は、遠州灘沖に冷水塊というものが存在しなかったような気がします。そうすると、サバばかりでなくて、イワシといったものが、なぜ、そこで影響されてこなかったのかなと思うんですけれども、その辺をちょっと御説明をお願いします。

○石田黒潮研究部長

明確なお答えはできないんですけれども、マイワシの場合は、ずっと連続的に卓越年級群というのが見られないんですね。それに対しまして、マサバの場合は、92年あるいは96年といったように、間欠的ですけども、生産が非常によかった年級も見られております。

そういう形で、同じ海洋の変動を受けているんですけども、どうも魚種によって、影響のされ方というのは、かなり違うのかなというふうに考えております。明確な答えにはならないんですけども、魚種による違いがかなり大きいと思っております。

○長島委員

魚類資源の減少の原因というものが、人為的要因ということと自然的な要因、それとクジラなどということでありまして、クジラと人為的というのはだれでもわかると思うのですが、自然的要因というものは非常に幅が広いと思うんです。昔から、本当に自然に地球のサイクルで変動するものがあると思うんです。

それと同時に、人類が発達して、それで人工的なものができ上がって、地球環境汚染ですね。そういったことが加味されて、要するに、変動が、またそこで狂ったということが今の状況ではないかと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○石田黒潮研究部長

なかなか難しいですね。自然の変動というのがどのくらい大きくて、例えばマサバにきているかというのは、かなり難しいんですけども、今、ここで提案しておりますことは、条件としては非常に悪い。マサバにとっても、マイワシにとっても、長期的に見ると海洋環境は余りよくないから、こういうふうに資源が低下していると考えられるわけです。

その中でとり得る方策としては、少しでも資源が回復できるように、親を少しでも確保

してあげようという提案をしているわけです。

それで、先ほど、マサバとマイワシで魚種的な違いがあると申し上げましたが、もう一つは、人の面でも少し違うところがありまして、例えばマイワシの場合ですと、土佐湾等では余り大きな漁業がなくて、天然の親魚が確保されているというような場所があるわけですね。そういうところが、今後、資源の回復にかなり貢献するのではないかと期待しているんですけども、一方、マサバの場合は、そういう物理的といいますか、人間の方で守ってあげてを積極的にしないと、せっかく2回ほど出た卓越年級群も獲り尽くしてしまうぐらい、今の人間の漁獲圧力というのは、かなり昔に比べて高いのだろうというふうに考えております。

以上です。

○長島委員

わかりました。

ただ、私が言いたいのは、やはり人為的要因というのも、確かに考えられると思いますけれども、自然の環境、汚染されたものというのは非常に大きいと思います。ですから、本来、もっと大きな目で見て、自然の環境をよくするということが一番大事じゃないかと思えます。

○澁川部会長

今、長島委員からお話がありましたけれども、資源の変動にかかわる要因はさまざまであろうということであるわけですが、今のところ、我が委員会で資源回復計画に取り組もうという局面では、具体的にできるものからどういうふうに着手したら、どういう成果が期待できるであろうかという方向で考えていくと、そういう流れの中で我々は議論していると思えます。

さまざまな要因がどの程度の影響を持つかという話は、それはそれで大きな研究対象であろうかと思われましても、なかなか重い命題であります。具体的に我々が今、どういう取り組みをしていくことが可能かという話の中で、これからも、この資源回復計画の推進に努めてまいらねばならないという話でございましょう。

ほかに御質問ございませんようでしたら、先の議題に入らせていただきます。

議題2 第2期資源回復計画対象魚種候補・優先順位について

○澁川部会長

議題の2番でございますが、「第2期資源回復計画対象魚種候補・優先順位について」でございます。

これまでの水産庁からの説明によりますと、部会に提出される素案をもとに、今後、開催される漁業者協議会等の場でもんでいただきまして、次回以降の部会において本格的な審議を行うための材料としていただきたいということでもあります。

既に水産庁の方は、何度か現場に足を運んでいただいて、漁業者協議会等の場で、相当深い協議をなされてきているというふうに伺っておりますが、伊勢湾・三河湾の対象漁業の拡大など、今後、本部会海域の資源回復計画をどのように展開していくのかについて説明を求めたいと思います。

事務局よりお願いします。

○齋藤管理課課長補佐

それでは、資料2に基づいて説明させていただきたいと思います。

第2期の対象魚種候補・優先順位ということですが、事務局案としまして、3つの魚種につきまして方向性を検討しております。

まず、キンメダイですが、関係県といたしましては、伊豆七島周辺で操業しております千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、それから、南の方で操業しております高知県ということになっております。

関係漁業種類といたしましては、一本釣りと底立はえ縄ということになっております。

それで、これは今後の対応方向ということで、別紙に詳しく、考え方を整理させたものをつけてございます。1枚めくっていただきまして、キンメダイの当面の取り扱い方向についてということで説明させていただきます。

まずは、これまでの経緯ということですが、なぜ、キンメダイを資源回復計画の対象魚種に挙げたかということですが、非常に太平洋南部海域において関係する漁業者数も多いということで地域の重要な水産資源になっております。1950年代から1960年代にかけて、非常に漁獲量が上がった時期があるんですが、これについては新漁法、底立はえ縄がでてきたこと、それから新漁場開発といったものが行われた結果、大体、1万トン近くまで漁獲量が上がりました。

ただ、その後、伊豆七島の方で、東京都が許可制に移行したということで、底立はえ縄の漁場が実質的には制限されたということから漁獲量は減少して、現在、大体5000～6000

トンの漁獲量となっております。

キンメダイを候補に挙げた経緯といたしましては、東京都の方から強い要望があったということも挙げられます。

そして、これまでのキンメダイに対します資源管理の取り組みですが、伊豆七島の周辺海域を中心にさまざまな取り組みがなされてきております。一つは、水産庁の事業で資源管理型漁業推進対策事業というものがありますが、これを使いまして、1都3県におきまして資源管理指針を作成し、同事業の後継事業に基づいて作成された指針に基づいて管理を実施してきているところです。

それから、立縄漁業者を中心といたしまして、1都3県、キンメダイ釣り漁業者協議会といったものを構成されておまして、これが定期的開催されて自主的な管理を実施しています。

そして、底立はえ縄漁業者につきましては、昭和53年に全国キンメ漁業者協会が組織されまして立縄漁業等の調整などを図るとともに、自主的な規制、休漁期間ですとか、そういった自主的な規制を実施しているということでもあります。

南の方の高知県については、これまでに、資源管理に関する取り組みは特になくということになっております。

それから3番目に、現段階で資源回復計画への対象魚種とすることについての問題点といったことでまとめてあります。これは今回、部会にこの案を提出するに当たりまして、関係県の担当者のヒアリングを実施いたしまして、それに基づいて3つの点が、ちょっとまだ資源回復計画の直接の対象とするには早いのではないかと整理してあります。

3の(1)ですが、そもそも資源回復計画の対象となる資源水準にはないのではないかとということですが、キンメダイにつきましては、水産研究所といったところの全国的な統一された形での資源評価といったものは行われておりませんが、関係する各県におきまして資源評価が行われております。その資源調査の結果、現在は中位・横ばい、または増加傾向としている県が多く、また、特に漁獲量そのものに注目してみても、一昨年、過去最高の漁獲量を記録しているという県もありまして、キンメダイの資源状況は、直ちに漁獲努力量の削減を前提といたします資源回復計画を作成して取り組む資源の状態ではないのではないかとあります。資源回復計画というのは、やはり資源状況が悪いものについて、さまざまな措置を講ずることによって資源を伸ばすということが基本となりま

すが、そもそも資源が非常にいい状態にあるのではないかと考えてございます。

そして、3の(2)ですが、資源回復措置を講ずるための必要な資源構造が不明であることということで、キンメダイについては、大体、一定の海域において滞留性、要するにとどまっているということは認められますが、ただ、かなり太平洋南部の海域を広域に渡って回遊しているというような調査結果がなされております。例えば、南西海区の方から産卵されたものが黒潮上流域で、黒潮の流れに乗りまして伊豆七島の方に加入しているのではないかと、あるいは伊豆七島で産卵されたものが南の方に下っているのではないかと、こういったものが放流試験などによって言われております。

資源回復計画につきましては、やはり資源の構造に伴いまして、再生産機構を含んだ資源構造に基づきまして措置を講じて効果的にやっていくということが前提となるわけですが、そもそも、そういうふうな回遊状況や加入の状況ですとか不明な点が多いということから、資源回復計画の基本的な戦略の組み立てが非常に難しいのではないかと考えております。

そして、(3)としましては、各県の考え方が統一されていないということで、東京都の方からは、非常に強い要望というものはあるんですが、今、説明いたしました(1)、(2)の資源状態の理由から、資源回復計画の作成ということについては後ろ向きの意見や反対意見が多いということからであります。

以上を踏まえまして、今後の取り扱い方向ということですが、まず基本的な考え方として、やはり資源状況の調査の結果、それから、未解明な点が多いということから、現段階では、キンメダイを直ちに資源回復計画の対象魚種として管理措置を講ずることは、必要性は薄いというふうに事務局では判断しております。

ただし、キンメダイにつきましては、海域の非常に重要な魚種であることから、引き続き資源動向を監視するとともに、早期に資源の構造といったものを解明する必要があるのではないかと考えております。

それで、(2)が今後の対応ということですが、やはり一番の問題は、資源調査を行う枠組みができていないということが非常に問題ではないかと考えておりますので、キンメダイの資源調査を行う関係各都県にまたがります横断的な枠組みを、水産庁が音頭をとりまして、各水試の御協力も得ながら構築をいたしまして、資源の状況や生態的な特性の解明に努めるというようなことをまず第一にやりたいと考えております。

これらが調査体制の枠組みの構築ですが、これは可能な範囲で、平成15年度予算にお

いて措置する方向で検討ということで、さきの午前中の委員会でも御説明いたしましたが、所要の予算を今、財務省に要求中ということになっております。

また、資源の的確な把握をするために、刺し網ですとか釣り漁業以外の、例えば太平洋公海域で操業しております底刺し網漁業が1隻ございますけれども、こちらについてもデータの提出を求めることとしたいと考えております。

このような調査体制を講じまして調査を行った結果、最終的に資源回復計画の対象とするかどうかについては、平成16年度に、その時点で集積された知見や、そのときの資源状況といったものに基づいて再度検討するということとしたいと考えております。

以上がキンメダイの説明ですが、元に戻りましてキンメダイ以外ですが、伊勢湾・三河湾の底魚ということで、これは先月、資源回復計画が公表されたところですが、これについては魚種の拡大というよりは漁業種類の拡大ということで、今、底びき網だけということになっておりますが、フグはえ縄ですとか、その他の同資源回復計画が対象としている魚種を採捕している漁業種類に広げていきたいということを考えております。ですから、これは魚種の拡大というよりは漁業種類の拡大ということで考えてはどうかということでございます。

そして、最後にトラフグですが、これは豊後水道、日向灘のところに関係してくるところであります。これについては、どちらかということ、主体の方は瀬戸内海、九州西部海域ということで、それぞれ広域漁業調整委員会なり部会があって、それについて、トラフグの資源回復計画をどうするかということこれから検討していくということですが、瀬戸内海、九州の方と連携しながら太平洋南部の方の海域の体制を決めていきたいということとあります。

以上、大体3つの魚種についての方向性を事務局案として提案させていただきたいと思っております。

以上です。

○濫川部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明について、何か質問ございませんでしょうか。

ございませんか。

それでは、ここで神奈川の高橋委員さんの方から、シャコ資源について、神奈川県下での、いわば県単独資源としての対応について御発言があるというふうに伺っております。



高橋委員、よろしくお願いします。

○高橋委員

神奈川の高橋です。

今、部会長から御紹介がありましたように、本県で、ただいまシャコについての取り組みをしております。その経過について御説明をさせていただきます。

本県の沿岸漁業の漁場は、御案内のように、東京湾と相模湾の2つに分かれております。この東京湾の主幹漁業の一つに小型底びき網漁業がございますが、その主要魚種の一つがシャコでございます。そのシャコ資源が、近年、非常に減少しておりまして、その対策として回復計画を策定し、それに基づき資源の回復を図ったらどうかということで検討してまいりました。

そもそも東京湾のシャコ資源の大部分は、神奈川県東京湾内のほんの一部の地区の小型底びき漁業者によって漁獲をされておるわけです。もともとこの地区は、本県でも非常に資源管理意識が強い、従来から2日連続して操業して1日休漁するという2操1休システムを確立しております。その上に毎週土曜日に休漁と、網目の制限や水揚量の制限、禁漁区や禁漁期の設定など、その地域の自主的な管理で行ってまいりました。

しかしながら、これだけの努力をしても、昨年、平成13年のシャコの水揚げにつきましては記録的な不漁を起したわけです。そこで、資源回復計画を策定すべきか検討した結果、資源回復計画を策定するとなりますと、一定期間の休漁による産卵前の親シャコの保護、全船に対する網目規制の強化、小型シャコの水揚げ制限の強化、海底清掃など、いろいろ考えられるわけですが、一定期間の休漁以外については現在の自主的な管理の延長線にありますし、一定期間の休漁は経営面の体力的な問題もあり、公的支援がありませんと、なかなか実施が難しい。ここが検討の中でのポイントになりまして、検討の結果、一定期間の休漁で、必ずシャコが資源回復するかどうか。一定期間の休漁が与える市場での影響というものはどうなのか。小型底びき漁業専門者の一定期間の休漁に対して、経営上、耐えられるのかどうか。シャコ資源の長期的な好不漁はどうかなどを検討した結果、当面は網目規制の強化などを自主的に、現在の自主規制をさらに強化する運営管理を進めて資源の様子を見ることといたしました。

また伊勢湾など、既に底びき網対象資源の資源回復計画が策定されておりますが、その取り組みなどを参考に今後も検討を続けていきたい、そんな計画であります。

以上でございます。

○澁川部会長

ありがとうございました。

たしか、神奈川の東京湾側のシャコの資源管理は、これまでもモデル的に事例として紹介されたことがあるというふうに私も記憶しておりますが、これまでの努力の延長上で残念な事態になっているということでございまして、さらなる御努力を重ねられようとしている点、本当、敬意を表する次第でございます。

ぜひとも、さらなる苦難、大変なことではございますが、ひとつ頑張ってくださいたいと思っております。

○高橋委員

ちなみに実績なんですけど、1987年、88、89年と、その3年ぐらいが一番ピーク時であります。その地域で漁獲した漁獲量が、3年間で約1000トン前後がピーク時です。これは農林統計で出したものですが、13年度の農林統計はまだ出ておりませんが、大体、現地の見方が、13年度分は約3分の1の300トン行ったかなと。ですから、ピーク時の3分の1ぐらいに昨年は落ちたということです。

○澁川部会長

ありがとうございました。

地域の取り組み情報の御紹介をいただいたわけですが、その前の事務局の説明では、本部会における第2期の対象魚種の考え方として整理がなされたわけでございます。

1番目は、キンメダイにつきましては、残念ながら、まず横断的な調査体制の構築と、水産庁が主体となって県の試験場の協力も得ながら、資源に関する知見の収集が要る、資源状況を見ながら再度検討する必要があるという整理であったように思われます。

それから、本年公表になりました伊勢湾・三河湾の取り組みの延長でございますけれども、小型底びき網漁業だけが、いわば取り組み対象になっていたものを、さらにその対象を他の漁業に広げて回復計画を充実し、取り組んでいこうということを検討しようというのが二つ目であったように思います。

それから、3番目のトラフグについては、豊後水道、日向灘、これは、愛媛、大分、宮崎県等がかかわっておられるようですし、漁種も、はえ縄、小型底びき、一本釣り、定置という漁種がございそうですが、隣接海域である瀬戸内海、あるいは必要であれば九州西海域の取り組みと歩調をあわせて、資源回復計画に関する取り組みを検討することです。

これまでの事務局の紹介の中で、検討対象になっておりました第2期の計画対象魚種候補・優先順位については、以上のような整理になったわけでございます。

ということで、委員の皆さんの御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○林秀仁委員

トラフグの資源量の豊後水道と日向灘の資料的なものはわかりませんか。

○澁川部会長

林委員さん、事務局の方では、ただいまここには用意していないという話でございますので、お許しを頂戴したいと思います。

何か、補足することはありますか。

○佐藤資源管理推進室長

太平洋の南部会で取り上げるトラフグについては、過去、資源管理型漁業の1期の総合事業の中の広域魚種として、瀬戸内海と、あと外側の、大分、宮崎県まで含めて一定の管理体制を確保したことはあります。ですから、その辺のデータ、それ以後もあると思います。

ただ、正確ではないんですけども、先ほどありました伊勢・三河湾のトラフグというのは、多いときは400トン台まで近づいているんですが、実は、瀬戸内海は過去、相当な量があったにもかかわらず、今は、たしか100トンを切っているのではないかと。つまり、これもサワラ以上に相当激減しているという状態であることは間違いないと思います。

ただ、個別に、この3県の部分の統計だけを分離して、今ここに持ってきておりません。申しわけありません。

○林秀仁委員

資源が減っているのはわかります。

○澁川部会長

ほかに、御意見ございますでしょうか。

本城委員、どうぞ。

○本城委員

今、キンメの話についていろいろ御説明していただいて、内容的に了解しました。いろいろ微妙な表現のところもございますけれども、今後の対応方針のところ、事務局の方で述べられたお考え、了解いたします。ひとつ、そういう線でもよろしくお願ひしたいと思

います。

○澁川部会長

ありがとうございました。ほかに、ございませんですか。

それでは、第3の議題の方に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

もしあれば、また後ほど、時間をとりたいと思います。

### 議題3 伊勢湾・三河湾のトラフグに対するT A Eの設定方向について

○澁川部会長

議題の3番でございますが、「伊勢湾・三河湾のトラフグに対するT A Eの設定方向について」という議題でございます。

これまでの水産庁の説明では、T A E制度は資源回復計画と一体であり、資源回復計画で削減した漁獲努力量を再度増加させないように、海域、期間を限定して漁獲努力量の上限値を定めるものとされております。

既に、トラフグについてはT A E制度の対象魚種として、本年4月に政令指定がされたところでございます。

T A E制度については、資源保存管理法で規定がなされておまして、同法によれば、T A Eの基本計画の策定などT A E制度の運営については、御案内かと思えますけれども、水産政策審議会の場で運営を扱うということになっているわけでございます。

そうは申しまして、T A Eの設定に当たっては、実際に資源回復計画を担っております本部会においても基本的な合意を取り付けることが必要になるといいますか、前提となるというんですか、そういう位置づけになろうかと思えます。

そこで、今後の具体的なT A Eの設定方向について、事務局より説明をもらいたいと思っているわけでございます。

それでは、事務局、お願いします。

○阿部管理課課長補佐

水産庁管理課T A E班の班長をしております阿部と申します。説明させていただきます。

資料3をごらんください。これは、1枚紙で簡単にまとめているものでございますけれども、「トラフグに係る漁獲努力量管理(T A E)の設定について」という内容でございます。

まず、T A E制度というのを、もう一度、各委員さんの方に思い出していただくために、簡単に仕組みを説明いたしますと、イメージとしては、T A Cという漁獲量の総量管理がありますが、それを漁獲努力量に置きかえたものというふうに考えていただければ、そのイメージどおりのものであります。それにつきましては、まず魚種を指定します。それで、その魚種の指定につきましては、先ほど部会長の方からお話がありましたとおり、政令で定めることとなっております、政令で定めます。政令で指定した魚種を採捕する漁業種類に対して漁獲努力量の上限を、海域、期間を定めて設定いたします。

その設定につきましては、T A Cと同様に、資源保存管理法の農林水産大臣が定めます基本計画の中に盛り込みます。その基本計画の中に盛り込む際には、まず魚種に対する総漁獲努力量の上限を設定します。それを大臣管理漁業分と都道府県管理分というふうに分けます。

大臣管理漁業につきましては、その漁獲努力量の上限を守ってもらうように国の方が定期的に報告を漁業者から上げていただきます。都道府県分につきましては、都道府県に配分しますと、都道府県の方で都道府県計画に盛り込んでいただきまして、大臣管理と同様に知事管理漁業に配分して、対象漁業者から報告を上げていただいて、都道府県が管理する。というのが基本的な枠組みでございます。

そういうことを頭にイメージいただいた上で説明を進めさせていただきます。

まず、1.トラフグのT A E魚種指定ということですが、T A E管理につきましては、先ほど部会長の方からも説明がございましたとおり、水産政策審議会の審議事項でございますので、当部会の方で数字を決めなければいけないというものはありません。

ただし、この資源回復計画とT A Eというものについては一体となって実施するという事で、水産庁としては運用してまいりたいと考えております。そういうことで、2月27日開催の第2回の当部会において、トラフグをT A E対象魚種として指定することについて御審議いただきまして了解をいただいたところでございます。

その了解を受けまして4月5日に、トラフグを含め、アカガレイ、サメガレイ、ヤナギムシガレイ、サワラの計5魚種をT A E管理対象魚種として政令指定いたしました。この5魚種につきましては、すべて資源回復計画の対象魚種が指定されているものでございます。資源回復計画の対象魚種の中には、伊勢湾・三河湾の小底対象種資源のように、マアナゴ、シャコというものもあるわけでございますけれども、資源回復計画を代表する魚種を一つ指定して、それに対して漁獲努力量の管理をしていきたいというふうに準備をして

おるところでございます。

続きまして、2. T A E 設定の考え方でございます。これにつきましては、(1)ですけれども、資源回復計画で漁獲努力量の削減をした部分以外で漁獲圧力が高まる可能性が高い部分に対して、従来以上の漁獲圧力をかけないようにするために漁獲努力量の上限を設定し、漁獲努力量を管理することとすると書いてあります。

もう少しかみ砕いて説明いたしますと、資源回復計画の中で、今回で言いますと、トラフグ、アナゴ、シャコに対して、この資源を回復させるための具体的な漁獲努力量削減措置というのを資源回復計画の中で決めていきます。それで、この資源回復計画の中の漁獲努力量削減措置が実行されれば、資源回復計画の目標に書いてある漁獲量の上昇が達成されると我々は考えておるわけです。

ただし、それには前提がありまして、資源回復計画で漁獲努力量を削減する部分以外で漁獲圧力が高まらない限りということなんです。もし資源回復計画で1カ月休漁しますということを決めますと、その期間は漁獲努力量が削減されて、その部分、漁獲圧が減るわけですから資源が残ります。もし、その休漁措置をとった後に、資源が残っているんだから獲りに行こうじゃないかということになってしまうと、せっかく資源回復計画で漁獲努力量を削減したとしても、そこで削減して残した分の資源を獲ってしまったら一緒なわけです。ですから、そういうことがないように、資源回復計画で漁獲努力量の削減を行ったことの実効性を担保するために、それ以外の部分に対して、通常、これまで以上の漁獲圧力が高まらないように、T A E という数量管理をしますというのが(1)の説明であります。

(2)ですが、漁獲努力量といいましても、いろいろな漁獲努力量、漁業を管理するための数量管理の意味合いでの数値ですけれども、漁獲努力量というのはいろいろなものがあります。底びき網でありますと、出漁日数、投網回数や曳網時間など、いろいろなものがあるかと思うんですが、漁獲努力量といたしましては、これは採捕の種類ごとに農林水産省令で指定することとなっておりますが、これにつきましては操業隻日数で上限を設定したいと考えております。この考え方は、今、対象としている5魚種に係る採捕の種類、すべて同じ操業隻日数で上限を設定したいと考えております。

操業隻日数とすることにつきましては、管理する側からして非常に確認のしやすい、また報告する側も、操業したか、しないかを記録しておけばいいだけです。ですから、何回網を入れたか、何時間操業したかというものを計算するよりは非常に楽ではないか。それでありながら、なおかつ、底びき網漁業などありますと、大体、1日当たりの曳網回数という

ものは決まっておるということでありますので、日数で管理すれば、ある程度、漁獲努力量の管理としては十分なのではないかという判断から、操業隻日数でかけることを予定しております。

続きまして(3)でございますけれども、採捕の種類、伊勢湾のトラフグに関しましては小型底びき網漁業ということでございます。それで、先ほども言いましたとおり、期間と海域を定めた上で、その期間・海域で操業する小型底びき網漁業に対してTAEを設定するわけでございますけれども、実際、その期間・海域については、今後、関係者と十分に協議・調整しながら決定していくつもりであります。

3です。TAEに係るスケジュールということで、実際にいつからスタートするのかというところでございますけれども、(1)漁獲努力可能量の設定ですが、まず、スケジュールといたしましては大きなものが2つあります。一つは、期間・海域とその数量をどういうふうに設定するのか、いつ設定するのかというところでございます。どういうふうに設定するのかは先ほど説明いたしましたので、いつまでに設定するのかというところでございますけれども、漁獲努力可能量については、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づきまして、例年、次年分のTACを配分するために、基本計画の改正案につきまして、11月上旬に水産政策審議会に諮問しておりますので、このスケジュールで、TAEの設定についても基本計画に盛り込んでいきたいと事務局側では考えております。

次に(2)に移りますけれども、いつからTAEの管理がスタートするのかということにつきましては来年から実施します。来年というのは、実際には、指定された魚種ごと、採捕の種類ごとに海域・期間を定めて設定することとなっておりますので、この伊勢湾・三河湾のトラフグにつきましては、今後、関係者と協議して決めた期間にスタートするときがTAE管理の実際のスタートということになります。

この実際の設定期間につきましては、漁業者、いろいろな関係業界、また県なりと十分調整して決めていく予定でございますので、その際、かなり時間がないところではありますけれども、御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○澁川部会長

今、事務局から説明を頂戴したのですが、トラフグについては4月5日に、ほかの4魚種とともにTAE管理対象魚種として政令指定されたわけでありまして、この政令指定をするに当たっての実質的な審議は水産政策審議会という場で行われたということでありまして、

それで、私どもの方で審議し、公表された伊勢湾・三河湾のトラフグの資源回復計画に

ついてT A Eを設定するということになるわけでありませけれども、その具体的な内容は、この後、ここはやや抽象的に書いてございますけれども、そこにあるような項目について調整し、11月上旬開催予定の水産政策審議会で具体的な内容が諮問・決定される運びになるということのようでございます。

ということでありますけれども、おわかりでありませうか。伊勢・三河関係の皆さん、よろしゅうございませか。

○鈴木委員

私は、愛知県の漁連会長の鈴木でございます。海区の委員長もやっておるわけでございますけれども、ただいまの水産庁の提言につきまして、わかったようでわからんところがあるのではないかと思ひますが、このT A Eの設定の考え方については、私も十分理解をいたします。

しかし、対象漁業者とは、早いうちに、お話をさせていただいて進めていただいたら結構ではないかと思ひわけでございます。

以上でございます。

○佐藤資源管理推進室長

先ほどの説明と意味は違ひのですが、よく地域によって、私どもとしてはそう考えてもらいたくないという考え方が一般的に漁業者に受けとめられるのは、T A EはT A Cと同じではありません。T A Cと同じですと言ったのは、仕組みはT A Cと同じですけれども、仮にT A EをT A Cと同じような運用で、資源が悪いからT A Eを減らすんだという運用をするのだったら資源回復計画は要らないこととなります。要するに、机の上で、これを半分にした方がいいというんだしたら、今まで、例えば1万隻日数出ているところを5000隻日数にこなさいということで皆さんにお願いすれば、それで終わりなんです。

E Uが長い間、二十数年間、100近い魚種をT A Cにしながら、今もって資源管理ができない理由の最大の問題は、T A Cが思ったように下げられない。下げたところで、それすら守れない。結局、今、E Uも何をやっているかという、漁場の封鎖、隻日数規制です。それを資源回復計画の主要にしています。つまり、私どもは今までできなかったところは資源回復計画でやりますということです。ですから、よく業者が言うのは、資源回復計画でいろいろな措置をされた上に、またT A Eなんかされたら、私どもは踏んだり蹴ったりだと。そうではありません。皆さんに、血を流すとか痛みを生じるところは、必ず資源回復計画の中でやります。



ただし、これまでよくあったように、資源がよくなると、実は今まで余り獲っていない人が来たりすると、まさに資源の回復のために努力した人が、第三者に、それを反故にされる。それを抑えなければいけない。つまり、努力した人が、ある一定期間、その努力が報われる体制にするためには、従来以上に努力量を増やすことはやめてください。減らす部分は資源回復計画でやりますということです。

ですから、もし水産政策審議会が、TACと同じように見ますと、この資源回復を実施するためには、このTAEの設定レベルが多過ぎるのではないのでしょうか。これは半分ぐらいにしたらどうですか。もし、そういう意見が出たら、私どもは直ちに、それは考え方が違います、もし、そうやるべきだったら、その半分に休漁すべきところを資源回復計画に取り込みます。それで、その残りを増さないという形でやりますと説明します。つまり、TAC、TAEにしても全体の漁獲量をどこで減らすか。それが、最終的にTACを減らすことにつながるし、資源を回復することにつながります。

ですから、漁業者の方のとらえ方はあるんですけども、せっかく休漁して、さあ、獲りに行こうとしたときに、また、そこに規制がかかるのかと。確かに、規制がかかることには間違いありません。ただ、その規制の内容というのは、過去と同じ程度に抑えてください。要するに、トラフグに対して9月、10月の一部、伊勢湾は10月ですけども、この2カ月間を獲るなということに対して、トラフグに対する漁獲努力は既に下がっているわけです。それで11月から、それが従来以上にふえることを抑えるためにTAEを使いましょうということです。

従来程度をどの程度に見るかというのは、漁業者ともよく相談をしていきたいと考えておりますので、TACのようにABCを上回っているから、そのABCに近づけるんだというのとTAEは、全然違います。まさに、近づけるんだというところを、この資源回復計画においてやっております。ただし、それ以上増えるところはこれで抑えましょうという思想でございますので、くれぐれも、まず資源回復計画でへとへとになっているところに今から持っていくわけです。それで、どのくらいの上限を設定しましょうかという、漁業者は、まず10人のうち9人までは、「それはいいことだ。やりましょう」とは言わないんです。「冗談じゃない。またやられるのか」と。しかし、それはやはり何かの形でキャッピングしておかないと、皆さんが努力したことが無になる可能性がある。

特に、長い間、資源が高いレベルから低くなっていったときに、許可というものに着目しますと、資源に応じて減らすことがなかなか難しいんです。そうしますと、着業者が10

分の1になっていっても、許可そのものから見ると、まだ10倍近く浜に眠っておるわけです。それで、今獲っている人は、確かに10分の1の人かもしれません。資源回復計画は、この人たちに苦勞してもらわなければならないわけですね。そうしますと、資源が増えれば、着業していない人たちも許可を持っているので出てくるわけですね。こういうことをやっていたら資源は回復しないのではないか、だから、このTAC、TAEというシステムを使っていこう、それで全体をキャッピングしよう、それがあからこそ、お金を出しても、この資源については努力を削減した部分が最終的に報われるんだということになるわけですね。

残念ながら、今の許可制度というのは、その資源に応じて、許可を出したり、減らしたりすることができませんので、そのオペレーション、動き方を抑えていくという思想から出てきておりまして、これは偶然ですけども、EUの資源回復計画においても、TAC制度からTAE制度に次第にシフトしてきておりますので、これは基本的には、私の方としても、流れとしては間違っていないだろうということです。そういうふうに理解をぜひしていただきたいと思います。

○澁川部会長

ただいま、佐藤室長から説明がありましたけれども、わかりましたか。

ここで私から質問するのも何でございますが、よその海域についてTAE制度の進捗状況はどうですか。

○佐藤資源管理推進室長

これも並行的に、間もなく発表することができると思います太平洋北部会の沖合性カレイも含めて、この4計画について、できれば、この11月に間に合わせたいということで、今、調整を進めつつありますけれども、「ああ、もうわかりました。これで行きましょう」という段階にまでは至っていません。地域によってはいろいろな意見が出ていますし、資源回復計画も、ある程度内容が固まらないと、どこをどうするかという議論が始まりませんということで、逆に、この議論を先送りしていた関係がありますので、今後、短期間でございますけれども、4計画とも並行して議論をしていきたいと考えておりますが、基本的には、これはTACと異なりまして、いきなり強制規定がかかる制度でございます。

それで、最初でもありますので、実質上、来年に入ってから、一番早いものでも来年の2月じゃないかと思うんですが、いずれにしても、段階的な取り組みというある程度の弾力性は持っていかなざるを得ないんじゃないかと考えております。過去の漁獲実績のどのレベルをとるかという問題を含めて、どの水域を対象にするかというものについては、初め

での試みですので、とにかく漁業者に納得していただける、それから、設定する目的に基本的には沿っているというところを見出していきたいということで、4地区とも、まだいろいろと出てくる、それを検討しなければいけないということです。

#### ○山下委員

T A E の実際の運用について2つ伺いたいんですけれども、一つは、科学的根拠というところから出た結果がどのくらい反映される余地があるかということです。それで、T A E というのは資源回復計画で減らした、その人日というか、隻日数を横並びにするということであれば、資源回復計画の時点で既に、いわゆるM S Y の水準というところに回復計画は戻すということになると思うのですが、実際には、ちょっと細かい話ですが、資源回復計画は、本来は全面禁漁すべきくらいだけれども、そうすると大変だから半分ぐらいにしようとか、そういう感じで、妥協の産物でつくっているものだと思うんですね。それが、その隻日数でM S Y を達成するとは限らない、M S Y より、むしろ少ない漁獲量で設定されているのが回復計画ではないかと思うんです。

そうすると今度、M S Y に移ったときに、そのままではちょっと足りないのではないかなという、その辺の科学的根拠が1点あるんですけど。

もう一つは、佐藤室長さんのおっしゃることはよくわかったんですが、隻日数で管理するということになると、その深い意味は、休眠している人たちがわっと出てくるのを防ぎたいということですが、隻日数を管理するだけで休眠者が実際に防げるのかということですね。今まで、過去に操業実績のあった人だけT A E のもとで操業できるというような規定を細かくつくるといふうに実際運用されるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

#### ○佐藤資源管理推進室長

まず、第1点目の資源回復計画の運用におけるT A E の設定をどのレベルに置くかということに対して、科学的根拠はあるのかという御質問ですけれども、これは、科学的根拠はありません。まず、科学的根拠は資源全体をどういうふうに回復していくかという、その基本的なシナリオは資源回復計画の中で決めます。だから、資源回復計画の中で、この資源の休漁、目合い拡大、禁漁区の設定、そこで細かいシミュレーションをやります。つまり、これらをやることによってどのくらい稚魚が保護され、親につながって、それが再加入するかということは、その資源回復計画の中で努力量を削減することについてやっていきます。だから、その資源に対して、努力量を削減して、その資源をどこに持ってい

くかどうかという科学的な問題は全部資源回復計画の中でやります。

ただし、そのときに、それ以外のところ、例えば禁漁区を設定していない水域とか、禁漁期間を設定していないところや時期ですね。こういうところが、回復計画を設計するときには、従来どおりであるということが入っていくわけです。今の努力量が 100 だとしますと 20 落とさなければいけない。それを 5 年間続けなければいけないとなると、20 落とす部分については資源回復計画でやります。ところが、引き算すると、その 80 は、当初から増えないという前提でやっているわけです。

ところが、あけてみたら、20 は確かに減ったんですが、残りの 80 の部分が増えるということになると、これは計算が違ってくるわけですね。それで、この 80 というのを隻日数で、従来、80 に抑えていた分はどの程度出ていたのだろうかという、その実態に基づいて、そこをキャッピングするんです。その努力量をキャッピングするということは、資源回復計画の中で、最初に努力量がどれだけかかってきたかということの中に含まれております。だから、1 年中、この資源はどういう形で利用されているかというところで計算を始めていくわけです。

つまり、20 を減らすことは資源回復計画で決めました。そうすると、残り 80 のところは、それが増えないという前提で設計しておりますので、その 80 の部分については、その動き方、規制の対象になっていない部分の動き方は抑えるということになります。だから、TAC の場合は、TAC の設定レベルそのものが資源回復のための目標としての設定の意味を持っておるわけです。それを資源回復計画の中の努力量の削減に置きかえていますから、そういう面からすると、TAE をどのレベルにするかというのは、実態を積み上げて、従来程度の実態の中でそれを上限にするということ考えていきます。

それから、もう 1 点ですが、資源回復計画は妥協の産物的に来ているんですが、少なくとも、今、減少傾向にあるものを最低限、緩やかでも V 字に引き上げるということは最低限確保しているというふうに考えます。

ただ、MSY のレベルをどこに設定するか、また、それを何年で達成するかというのは一つではありません、MSY の達成の方向が。それで私どもとしては、とりあえず、本来ならば過去 2 倍獲れていたものを、そのレベルまでに、例えば 5 年なり 10 年で一気に 2 倍に持っていくということは、相当な漁獲努力量の削減をしなければいけないので、とりあえず 5 年間では 2 割とか、日本海のアカガレイでは、10 年間で 15% アップまで持っていきましょう。ただ、それは必ず、傾向としては上向きに持っていきますということです。

ただ、そこに達成したときに、次にどういう手を打つかということは、かなり、そのときには資源に対する圧力は減って、逆に資源がふえているということであれば、その段階で今の漁獲努力量を維持すれば、少なくとも、そのまま、なだらかではありますけれども、回復していくということは間違いないだろう、それをどこかで低減させないようにすべきであろうと思います。

ですから、最終的なMSYそのものを出すのも難しいですし、それを短期間に達成するのも難しいんですが、少なくとも資源回復計画においては、現状からは反転させるということを目指にします。それで、一定の5年間で終わったら、それでもとに戻すということはありませんので、その段階で、さらに引き上げるかどうかという議論をしていきます。

先週、日本海北部会がありましたけれども、日本海のハタハタでございますが、これは過去、ピーク時は2万トン獲れたのが、一時は秋田県だけで50トンまで落ちました。それを3年禁漁して、今、千数百トンまで上がってきておりますけれども、これは低位ですが、確実に毎年ふえております。ですから、この資源については成功したんですけれども、これが最終的な目標とするところに値するかどうかというのは議論が分かれるわけです。

ただし、2万トンまで持っていくというのは、需要から見ても、また、あのときは、ちょっと異常に獲り過ぎただろうということで、とりあえず、秋田県は4000トンをターゲットに回復、つまり秋田県としては、過去の2万トンはMSYに値しない、これは異常値であると考えています。ただし、4000トン程度という根拠も、県内の需要という形にして、そこに段階的に持っていこうということをしておりますので、やはりそういう形で、まず何を取り組むべきか。それで、資源を回復させる方向に傾向を反転させる。それをやって、その節目節目に、次の段階等、やるべきものを講じていかざるを得ないというのが現実であります。

いずれにしても、一番困るのは、これをやっても、2年、3年たっても、引き続き資源が減少傾向にあるということになったときは大変な問題であります。

それから、休眠漁業者が防げるのかというのは、理屈上、100隻日数にしますと、例えば10隻で動いていけば、100隻日数だと10日間出られるんですけども、100隻が出てくれば1日になるということで、理屈上は、許可を持っている人が入ってきて、努力量はそこでとめます。しかし、既存の漁業者の人は当然、自分の出漁日数が落ちてきますので、これは新しく入ってくる人との間で、何らかの地元の話し合いがあるか、それともオリンピックで、上限の100隻日数まで、要するに、好きなようにとるかというところは当

然、いろいろな考え方が出てくると思いますので、そこについては、制度としては前提の100隻日数を定めるところですけれども、実際に現場におろしたときに、それをどうやって、その100隻日数の中に押さえ込むかというところは、いろいろな問題が出てくると思います。やはり少しでも増えたら、休んでいる人も出て行きたいなということを、むげに0にするわけにもいかない。かといって、今まで苦労した人が、どんどん出漁日数が減って、せっかく資源が増えたのに、自分が利益に享受できないというような形になったら、当然、漁業者間で、いいか悪いかという議論は起こってくるということでもあります。

#### ○迫間委員

三重県の迫間でございますが、T A Eに関係あるかないかわからないですけれども、フグの現在の状況といたしまして、毎年毎年、まき網が4月の下旬から5月初めにかけて、産卵親魚を少ないときに1トンぐらい、多いと5～6トン揚げていました。そういう関係もあってか、ずっと横ばいみたいな感じで来たんですけれども、ことしはその時期に、気温が高かったせいかわからないですが、産卵時期がずれたのか、まき網は全然獲れなかったんです。それで、最近になってきたら結構獲れ出して、まき網が、アジやタイを3トン、4トンまいてくる中に80キロから100キロぐらい、800～900グラムのもの、多分、今年の春に生まれた魚だと思えますが、そういうものが結構混じってきて、はえ縄にも20匹ぐらいずつかかるということで、ことしは、フグが非常に見込みがあるということで、皆期待していますけれども、やはり、産卵親魚を保護するという事はいいことじゃないかと思っております。

そういうことで、T A Eとはどういう関係になるかわからないですけれども、これは事務局の方で判断してもらおうということで、一応、ことしのフグは豊漁だということで、皆さん、期待しております。

#### ○澁川部会長

パネルディスカッションのようなことをやりながら、T A Eの意味合いを御理解いただくというふうにしてまいっているわけですが、いずれにしましても、資源回復計画制度に着手して1年、T A Eがこれから動き出そうというまことに微妙な時期でございます。

それなり御理解いただいているところ、まだよくわからないところ、それから、実際に伊勢・三河湾の皆さんのように、具体的に資源回復計画に取り組んで、具体的にこれからの御心配をなさっているところとは、おのずと緊迫感が違っているという印象が非常に強くなっております。抽象的に理解しようとしても、なかなかわかりづらいところがあるわ

けであります。

ただ、11月上旬に水産政策審議会に御諮問なさるといことのようにありますが、そういう意味からしますと、当然ながら、伊勢・三河湾のトラフグに対するT A Eの設定でありますから、実際に資源回復計画に取り組んでおられる皆様の御心配の延長上にあるということでもあります。T A Eは強制力を伴うものでありますから、それなりの懸念が、その先あるわけでありますけれども、十分、そこはよく御協議をいただいて、水産庁の方もひとつ、そこはよろしく願い申し上げたいと思いますが、やはり、より具体的な話にならないと、なかなか実像が見えてこない感じがあります。そういう意味では伊勢湾・三河湾の計画が一番始めに取りかかるということになるのですか。

○佐藤資源管理推進室長

4計画、一斉にやるというふうに考えております。

○澁川部会長

ということのようでございます。

ほかに、御意見ございますですか。

それでは、大分時間が経過してまいりましたが、ただいまのように、今後11月の水産政策審議会においてT A Eの基本計画が審議されて、所定の省令改正を経て、来年から実際に運営が始まるということのようでございます。皆さんにおかれましては、円滑な制度運営に向けて、今後、具体的にどういうふうになっていくのか注視してまいりたい、こういうことになろうかと思えます。

特に関係の委員の皆様は、ぜひとも、そこはよろしくフォローをお願い申し上げたいということでございます。

#### 議題4 その他

○澁川部会長

以上で具体的な議事は終わったわけでございますが、次はその他でございます。

協議事項は終了しましたけれども、最後の議題のその他で、本日の委員会で取り上げるべき事柄があるか否か、もしございますれば御提案いただければ、若干、時間もまだございます。いかがでございましょうか。

どうぞ、外記さん。

#### ○外記委員

マサバにつきまして、2つほどございます。

委員会の順序といたしまして、マサバにつきましては、まき網をもって対象漁業としております。北部会におきまして、いろいろ資源管理につきまして議論をした後、主として釣りの対象になっております南部会の方で協議をするというふうになっておりましたけれども、あしたの北部会につきまして、マサバが2期目の資源回復計画に入ることになるのかどうか、まず第1点。

それから、第2点といたしまして、午前中、私の方からいろいろ御質問申し上げましたけれども、先ほどの中央水研の資源動向、それから、これからどういうふうにしていったらいいかという御提言の中で、マサバを見ますと低位・減少傾向ということで、ターゲットから申しますと3万6000トンぐらいという数字が出ております。

それから、この4ページの管理方策のまとめといたしまして、主要漁業であるまき網漁業を主体に未成魚の保護策を検討すると出ております。同じ車の両輪のような役所でございますので、考え方は水産庁も同じだと思います。強いて午前中、お話をいただきましたように、未成魚の保護につきまして、あくまでも現段階におきましては、4年ごとに出現するだろうというふうに見ております卓越年級群が発生したことによって未成魚保護を図る考えでいらっしゃるかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○佐藤資源管理推進室長

あしたの北部会では、マサバは、第1期計画として取り組もうということは一応承認されております。ただし、その具体化については前提条件がついているという形でございます。

それで、外記委員さんの方としては、その前提条件が、いつ来るかどうか分からないので、その前にやることはないのかという御質問だと思いますが、あしたの段階で、何をやるべきかということについては、特に議論する材料を用意しておりません。ただ、そういう議論が出てきても、その必要性については、やはり私どもとしては、いろいろ考えた中で、稚魚を保護するというのは卓越年級群でやらないとなかなか難しいと考えています。

前回も、たとえ話で言ったのですけれども、貧乏でも、長い間、貧乏生活の中にいると、その中で一つの形がつくられるわけです。長期低迷資源というのは、全国いろいろなところにあります。ただし、それを本当に昔の状態に戻そうとすると、まさに、どこかで高利のお金を銀行に納めなければいけない。それで、日々の生活費を切り詰めてそこに入れな



い限り、絶対に返ってこないわけですね。ところが、あるときにボーナスが出たら、そのボーナスを使って高金利のところに入れば、比較的、日ごろの生活は安定した段階でできます。

日ごろの厳しい中で、少しでも貯金したらいいではないかと、そのとおりであります。資源管理というのは、1匹でもとらなければ、その分の効果はあると思います。ただし、やはりこの資源をどこに持っていくか。低位な、貧乏ながらも、ある程度、その家がさらにおかしくならない程度の資源管理のやり方と、それを本当に高いレベルに持っていかうというときの管理の考え方は、ちょっと違うのだらうと思います。

ですから、そういう面からすると、ここでマサバのTACをどのレベルに、来年、設定するかといった問題で、もし緊急に高いレベルに資源を上げろといったら、朝申し上げましたように、沿岸も含めてマサバはTACがゼロになります。全面禁漁を11年間やればいいと。これは、ABCの設定に我々が行政的に水研の方に、最も弱い加入でも、最も早くMSYを達成するようなレベルにする場合、ABCを算出してくださいと言えば、当然、これはゼロになる可能性があるわけです。

ただ、それは先ほど言いましたように、乏しい中で、確かに、そういう資源の回復方法もあるけれども、やはり、これには幸い過去2回卓越のものが来ています。その獲り方をうまくやっておけば、ある程度、まき網の経営を支えながら行けるのではないかと、ただ、どこまで支えられるかという問題があります。

それともう一つは、なぜまき網と話をしようかという話をしているかということ、これは一般的にそうなのですが、資源回復計画をつくるときの手法として、正直言って、利害の対立のある方を一緒に集めて議論を始めますと、利害関係の相手方に獲らせるなど、これからすべてが始まるわけです。そうしますと、何も進まないということなものですから、各業界ごとに、「皆さんとしては、こういうふうな目標に立たせてどこまでできますか」ということ、まず、その業界ができることを積極的に出してもらいます。

それで、それが出たときに、ある程度の業界を集めて、そのでこぼこを補正しながら、どうしても、この業界は、やはりこういう特殊性があるから無理だということについては、最終的にはある程度の寛容性を持ってもらって全体を決めていきます。その最後に決めるときは全員集まってもらって合意書をつくるというか、資源回復計画の実施計画書をつくれます。そういうアプローチをとります。

マサバについては、まき網業界が何をするかをまず出してもらうことが、沿岸はどうい

う協力ができるかどうかの議論の前提になるという指摘があったわけです。ですから、私どもとしては、まず今の資源の8割を獲っているまき網業界さんにどこまでできるかと、それを徹底的に議論して、皆さんにお示しして、それで皆さんとしても、できる範囲のことをやりませんか。ただ、一気に稚魚の保護という形で、沿岸のサバ釣りの人に言っても、実際に行ってもらうような内容というのは非常に限られています。恐らく、太平洋の北のまき網の人が大部分の稚魚の保護になるでしょう。ただし、稚魚が大きくなったときは、沿岸の人当然、これは参加してもらわないといけないという手順を踏んでやろうと思っております。

そういうことですので、午前中からありました、そういう一つのやり方として私どもとしてはやっていますので、決して、水産庁とまき網漁業だけで何か決めてやるということではありません。当然、皆さん方としては、もっと大きなことを期待されると思いますけれども、まず、我々はそういう手順を踏んでやりたいと考えております。

#### ○外記委員

順序としては、全く結構だと思います。そういう話し合いの中で、南の方も、やはり合意することによって将来の資源管理ができていくと思います。

ただ、一つの方法として、私が午前中から申し上げていますとおり、水産庁も、魚はふえました、漁業者が全くおりませんという浜はつくってはいけないということで、サバ資源の調整につきましては、非常に難しさはあると思うのですけれども、一つの例として、私は、全サンマが今やっている、ああいう方法も、これからやはり検討していくべきではないだろうかと思っているんですよ。非常にサンマ船も辛い思いをして、休漁等も盛んにやっております。それで生産の制限もやっておりますけれども、一つの方法として、そういうことをやりながら、卓越年級群が発生したとき、次にどうするかということも考えていった方がいいんじゃないかということを午前中から申し上げておりました。

以上です。

#### ○濫川部会長

どうですか、御意見はありますか。その他でございますから、若干、時間をとりたいたいと思います。

どうぞ、井元さん。

#### ○井元委員

帰って現場の人に説明責任がありますので、水産庁の方に特にお聞きしたいのですが、

先ほどE Uの話が少し出ましたが、E Uの資源管理手法と日本とを比較した場合に、私、聞くところによりますと、違いというのは、これは私たちも現場で非常に悩むんですが、我々組合員と、こんなことをしたらいかんと言っても、なかなか言うことを聞かんですね。

私も、じいさん、おやじ、私と3代目になるんですが、3代とも何とかしようやという歴史があるんですね。ところが、残念ながら、今になってみると、本当にお手上げ状態になってきた。

ということは、日本の資源管理というのは、大きく考えてみると、最終的に漁業者の現場任せなんです。そうすると、非常に進んだ資源管理をやられているところとそうでないところがある。この差はありますが、全体的に見て、非常に国内の水産資源は、先ほども魚種を見ていたんですが、28 種目あって、そのうちの5 ~ 6種が高位水準で横ばい。ということは、あとの8割が全滅、全滅までは行きませんが、何十年、資源管理をやってきて、知恵ある我々が努力した結果、8割までだめにしてしまった。

そうすると、E Uと日本との違いは、国の権力といいますか、施策が非常に強くて、現場に有無を言わずということが見えるというか、きくということを感じるんですが、それくらいやらないと獲り続けられないということで、特に水協法の改正なんかがありまして、水産資源というのは、やはり国民への食料供給というものを位置づけて、それは大変結構なんですけど、現実的に獲り続けられるかといったら、今のままでは、現場に任せておけば、私は率直に言って獲り続けられないと思います、

そこで出てきたのが、T A EとかT A Cとかいろいろあって、これは国の施策として主導して行って、「現場が言うことを聞かなんだら、そんなあけへんで、すぐやるで」と、それくらいの姿勢で臨むのかどうかということをお聞きしたい。それを現場で説明しておかないと、また同じことを繰り返すんですよ。

#### ○佐藤資源管理推進室長

これは、まだ水産庁の統一見解という説明をできないレベルなんですけど、私が、少なくとも5年間近くこの仕事をやってきて非常に思ったのは、入り口が、E Uは、いわゆる国の資源評価から始まりまして、上からほとんどの魚種にはT A Cを設定し、それをもって上から抑えてきました。だから、日本に外国から視察団が来たときに、自主的管理と言っても相手はピンと来ない。個々の漁業者に任せれば、当然、好き放題に獲る。にもかかわらず、そこで自主管理をすることが理解できないというのが、ほとんどの国は多いです。それは開発途上国もそうですけれども、まさに、自主管理に委ねるとするのは国の責任の

放棄ではないかと言われます。

ところが、一方で、日本の場合も地先資源というのは、長い歴史の中で何回も失敗を繰り返していても、基本的に共同漁業権の第1種などは、比較的、ある程度、合意形成をしきちんとやっているところがあります。しかし、16年も資源管理型漁業を展開しながら、結果としては、沿岸資源においても、やはり残念ながら成功したとは言えない部分もあります。他方、アメリカもヨーロッパも、TACでやっていたのに、なぜ、こんなに資源の状態が悪いのかという危機的な状態にあるという魚種もあるようです。なぜそうなったか。結局、公的管理から入っても、自主的管理から入っても、どうも結論としては両方とも資源管理にうまくいっていないのが現実のようだ。

それで、私どもとしては、その両方をとらえて、両方にきくような政策、つまり、公的TACを定めても、ABCになぜ下げられないのか。これは、確かにヨーロッパなどは政治的な圧力から、科学者が提示したものを業界としてはのめない。それが、まず抵抗がありました。

次に、その設定したTACですら、沖で実際に守られていないようだった。これが一つの反省点になって、より具体的な立証が可能であるような、そして、まさに休漁のための支援というものも当然組んでおります。そういう形でだんだんアプローチした。それで私どもは、逆に沿岸の自主管理、最終的には、これが一番、私は正しいと思うのですが、それについても、今言った地先資源はいいですけども、だんだん広域になるとできなくなる。そういうことで、自主管理の限界を、何とか、もう少しレベルを上げるために、この委員会をつくって資源回復計画をつくったわけです。つまり、資源回復計画というのは、欧米がTACの管理でどうしても下げられなかった、TACのレベルを下げられなかったことを解決すると同時に、沿岸の自主管理の限界が生じたものをさらに新しく引き上げるという面で、この資源回復計画をつくったということです。どちらから手法として、手法については道具ですから、いい悪いではなくて、やはり、それぞれに長所・短所があると思います。

そういう面からしますと、先ほど言いましたように、自主管理に任せておいたらどうにもならんから、もう少しTAC・TAEで強制的にやってはという意見もあると思います。ただ、今回の資源回復計画ですら、地域によっては、水産庁のやり方は強引過ぎるということで、私どものところにいろいろなところからクレームがついて、本来、自主的に取り組むべきなのに、水産庁は案を出して次から次にスケジュールを組んで、要するに、現場

で議論もさせない。つまり、これだということ押し付けているのではないかということが、随分、いろいろなところから私どもに来ております。

ですから、今、井元委員が言われましたように、現場から本当に自主管理を見たときの限界というのは感じられると思うんですが、結論からして、どちらから入っても、やはり今は、世界的に見たときに、それぞれの管理手法において改正というか、違う手法を少しずつ取り入れながらやらないと、どうもこのやり方をやれば一番いいんだというのはないようでございます。

○澁川部会長

やはり、これは昨年 10 月の当委員会の発足のときを私は思い起こすのでありますが、要するに、今までさまざまな資源の管理あるいは回復についての努力が諸先輩でなされてきたことは間違いない。その延長の中で、それでは、一段階進んだどういう対応をするのかという話でできたのがこの委員会でもありますし、あるいは、先ほど午前中に説明のありました 600 億に及ぶ予算、すべてがそうではありませんけれども、そういう財政支援をする、水産基本法もできたという中で、本気でやるなら、やる土俵はこしらえてあげたよという話が、我々に与えられた前提ではないかと私は思ったわけです。

私も、個人的なことですが、かつていろいろな漁業調整にかかわっておりましたけれども、決して、みんなうまくはいきませんでした。ほとんど失敗ばかりです。でも、そのときの経験の延長からしますと、少しでも改善しようという話を具体的にする場合と、それから、そのために、少なくとも前になかったような財政支援が新たに加わったという新しい要素がある。あとは自分らで考えなさいと。今までのとおりでいいならばそのままですよという話ではないかと思われるんですね。

そうだとすれば、やはり一歩踏み出して、例えば、今までは科学的知見が不十分だったからしないということではなくて、今ある科学的知見をフルに使って何ができるかという発想の転換というんですか、考え方を変える。それで踏み出すということを問われているのではないか。それは、実は我々水産にかかわる者だけでなく、どうも外からそういう目で見られているのではないかと思います。

そういう意味で、この新しい広域調整委員会のシステム、それから、佐藤室長の努力、財政支援、これをやはり上手に我々は使って、一歩でも前に踏み出すという努力をしようではないかという話ではないかと思えます。

時間も経過しましたので、そろそろ締めたいと思いますが、最後に、次回の部会の開催

日程について確認しておきたいと思います。

次回の部会の開催日程について、事務局側より説明はありますか。

○齋藤管理課課長補佐

これは、第2期の資源回復計画をどうするか。例えば、伊勢湾・三河湾の漁業対象種の拡大をどういうふうに検討していくかということにもよりますが、今のところ、次の部会は来年の2～3月ごろを予定してはどうかと考えております。

○澁川部会長

ただいま事務局より説明がありましたが、そのような予定のようでございます。時期の調整については、また私の方で事務局と相談させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○澁川部会長

ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等もないようですので、本日の委員会はこれにて閉会をいたしたいと思います。

委員各位御臨席の皆様、ありがとうございました。

なお、議事録署名人の橋ヶ谷委員と砂山委員におかれましては、後ほど、議事録が送付されると思いますので、署名の方をよろしくお願い申し上げます。

それでは、第4回太平洋南部会閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会